

8. 食品安全衛生上、衣類（あるいは商品）からマイクロカプセルが食品製造現場・食品販売現場に漂って空気を汚染し、食品に混入したり、付着したりする問題（移香）について、食品衛生関係者に注意喚起してください。

※ 日本即席食品工業協会では、2008 年の「移り香事件」以降、注意書き、もしくは「移り香注意マーク」を表示することを推奨しています。（注7）マイクロカプセルについても、注意喚起を促す手段・工夫が求められています。食品衛生法第6条に照らして、食品衛生関係者のマイクロカプセル製品の使用自粛等、適切な対策を講じる必要があります。

（答）

○ 香りへの配慮については、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和3年から啓発ポスターを作成、令和5年度には改訂し、周知啓発を行っている。

○ 厚生労働省としては、このポスターを食品事業者等の監視・指導を行う各自治体の衛生主管部（局）をはじめ、関係各所に情報提供を行っている。

引き続き、必要に応じ、適切な情報提供に努めてまいりたい。